

農地中間管理事業 大雨災害による賃料の取扱いについて

公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業において、令和6年7月25日から的大雨により被害にあわれました方は、賃料の減額申請又は支払猶予申請をすることができます。

申請ご希望の方は、お早目に農業委員会へ
ご相談ください。



1 賃料減額申請

賃料を減額する場合は、受け手と出し手の同意により賃料の減額申請をすることができます。

2 賃料の支払い猶予申請

賃料を支払日までに支払うことが困難な場合は、受け手は支払い猶予を申請することができます。（申請は、契約単位ごとの農地で、同一契約農地の一部だけの支払猶予はできません。）
猶予された場合の支払日は、令和7年3月3日となります。

3 手続きについて

申請をお考えの方は、庄内町農業委員会へご相談ください。申請手続きをご案内します。

申請期限は**令和6年9月30日(月)**までです。

**申請期限が
あります！**

【お問合せ・ご相談】

庄内町農業委員会 ☎(0234)42-0172または42-0173